（契約の解除）

第○条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、契約目的を達成できるか否かにかかわらず、直ちに本契約を解除することができる。

　(1)　本契約に定める条項の一つに違反したとき

　(2)　差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は競売を申し立てられたとき

　(3)　監督官庁より営業停止、又は営業免許や営業登録の取消し処分を受けたとき

　(4)　自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手につき不渡りを出したとき

　(5)　破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これに準じる手続きの申し立てがあったとき

　(6)　資本の著しい減少、営業の廃止もしくは変更、解散又は組織変更の決議をしたとき

　(7)　支払停止又は支払不能の状態に至ったとき

　(8)　財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき

　(9)　相手方に対して著しくその信用を毀損し、又は損害を与える行為をしたと認められると

　　き

　(10) その他、著しい背信行為のあったとき

2　前項に基づく解除は、解除をしようとする当事者に帰責事由があるときであっても、妨げられない。